

# 一般社団法人能登復興建築人会議 規定書類

## 総則

本規定書類は、一般社団法人能登復興建築人会議の適正な運営および法令遵守を確保するための各種規定をまとめたものである。

## 1. 内部通報者保護規定

**第1章 総則 第1条(目的)** 本規程は、一般社団法人能登復興建築人会議(以下「当法人」という)における内部通報制度を整備し、内部通報者を保護することで、当法人の健全な運営および法令遵守を推進することを目的とする。

**第2章 通報窓口の設置 第2条(窓口)**

1. 団体内窓口:コンプライアンス担当者(事務局長)
2. 外部窓口:JANPIAヘルプライン

**第3章 通報方法 第3条(方法)** 通報者は、以下の方法で通報することができる。

1. 電子メール
2. 書面
3. 電話
4. その他適切な方法

**第4章 通報者保護 第4条(保護方針)** 当法人は、通報者が不利益な取扱いを受けることなく、安心して通報できる環境を整備し、通報者を保護するための措置を講じる。

**第5章 報復行為の禁止 第5条(報復禁止)** 当法人は、通報者に対する報復行為を禁止する。違反者に対しては適切な懲戒処分を行う。

## 2. 経理規定

**第1章 総則 第1条(目的)** 本規程は、当法人の経理業務についての基本方針および手続きを定め、適正な会計処理と資金管理を行うことを目的とする。

**第2章 会計帳簿 第2条(帳簿の種類)** 会計帳簿は、次のとおりとする。

1. 主要簿
  - ア 仕訳帳
  - イ 総勘定元帳

## 2. 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金出納帳
- ウ 固定資産台帳
- エ 基本財産台帳

### 第3章 固定資産管理 第3条(管理責任)

1. 固定資産の範囲 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の物品を固定資産とする。
2. 固定資産管理責任者 経理責任者が固定資産台帳を作成・管理する。

## 3. 特別利害関係の除外手続規定

第1章 総則 第1条(目的) 本規定は、総会および理事会における特別利害関係を有する者の議決権の制限に関する手続を定め、公平性と透明性を確保することを目的とする。

### 第2章 定義 第2条(特別利害関係者)

1. 議決事項により直接的な利益を享受する可能性がある者。
2. その配偶者、3親等以内の親族、または密接な関係を有する者。

## 4. 議事録作成ガイドライン

第1章 総則 第1条(目的) 本規定は、議事録の作成および管理に関する基準を定め、法人活動の透明性と適正性を確保することを目的とする。

### 第2章 作成基準 第2条(記載事項) 議事録には以下を記載する。

1. 会議名、日時、場所
2. 出席者名および欠席者名
3. 議題および議決内容
4. 議決結果(賛成・反対票の数など)

## 5. 招集理由および手続ガイドライン

第1章 総則 第1条(目的) 本規定は、会議招集の理由および手続に関する基準を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2章 招集手続 第2条(通知方法)

1. 招集通知には、法令または定款に基づく理由を明記する。
2. 通知は会議開催の7日前までに電子メールまたは郵送で行う。

## 6. 情報公開規定

第1章 総則 第1条(目的) 本規定は、情報公開の運用手順および例外事項を定め、法人活動の透明性を高めることを目的とする。

第2章 公開方法 第2条(方法) 情報公開は以下の方法で行う。

- 1.法人公式ウェブサイト
- 2.関係者への電子メールまたは郵送

## 7. 理事会・総会運営ガイドライン

第1章 総則 第1条(目的) 本規定は、理事会および総会の運営に関する基準を定め、会議の効率性と公平性を確保することを目的とする。

第2章 運営基準 第2条(基準)

- 1.年間スケジュールを策定する。
- 2.招集通知には会議名、日時、議題を含む。
- 3.議事録作成と保管を徹底する。

## 8. コンプライアンス規定

第1条(目的) 本規程は、一般社団法人能登復興建築人会議(以下「当法人」という)の業務運営において、法令、定款、社会規範、内部規程を遵守し、当法人の公正性、透明性、信頼性を確保するための基本方針および行動基準を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲) 本規程は、当法人の役員、職員、会員(正会員、賛助会員、サポート会員を含む)に適用する。

第3条(責任者の設置)

1. 当法人は、コンプライアンスの推進および管理を行うため、事務局長をコンプライアンス責任者とする。
2. コンプライアンス責任者は、以下の職務を担う。
  - (1) コンプライアンスに関する計画の策定および実施
  - (2) 社内規程および業務運営の遵守状況の監視
  - (3) コンプライアンス違反発生時の調査および是正措置の実施
  - (4) 通報制度の運営および通報者の保護

第4条(教育および啓発) 当法人は、役員、職員、会員に対して、コンプライアンスの重要性を認識させるための教育および啓発活動を定期的実施する。

第5条(禁止事項) 当法人の役員、職員、会員は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令違反行為
- (2) 公私混同による利益相反行為

- (3) 賄賂の授受および不正取引
- (4) ハラスメント行為
- (5) その他、社会規範に反する行為

#### 第6条(内部通報制度)

1. 当法人は、内部通報窓口を以下に設置する。
  - (1) 団体内窓口:コンプライアンス責任者(事務局長)
  - (2) 外部窓口:JANPIAヘルプライン
2. 通報者が不利益を被らないよう、通報者保護を徹底する。
3. 通報を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、必要な是正措置を講じる。

#### 第7条(違反時の処分)

1. コンプライアンス違反が判明した場合、違反行為者に対して適切な懲戒処分を行う。
2. 処分内容は、違反の重大性、故意性、影響範囲などを考慮して決定する。

第8条(機密情報の保護)当法人の役員、職員、会員は、業務上知り得た機密情報を適切に管理し、第三者に漏洩してはならない。

第9条(個人情報の取り扱い)当法人は、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

第10条(規定の改廃)本規定の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

#### 附則

これらの規程は、2025年1月1日から施行する。(2024年12月24日 理事会承認)